

# 地域活動支援業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、地域における人口減少や高齢化等による様々な課題を解決し、持続可能な地域コミュニティを形成するため、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校をいう。以下同じ。）が有する知識及び技能並びに学生の若い力の活用により、地域の伝統芸能の継承や交流人口の拡大を通じて、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

併せて、佐渡島内で活動を実施した大学等による活動報告会を開催することで、大学と地域の交流を通じた地域づくりの事例を広く市民に周知し、今後の地域活動を考えるきっかけ作りを図る。

## 2 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 事業概要

人口減少に伴う地域課題を解決するため、大学生等の外部人材の活用・交流を促進し、地域活動を支援することで、コミュニティ活動を推進し、地域力の向上を図る事業

## 4 業務内容

### （1）地域活動支援

#### ①聞き取り等による地域課題の把握

集落代表者、関係者等から地域の現状・課題を聞き取り、集約すること。

#### ②新たな交流の掘り起こし

地域への聞き取りにより、外部人材の活用により地域課題の解決や交流人口の拡大が見込まれる場合は、集落代表者、関係者等へ外部人材の受入れを提案すること。

#### ③佐渡市内で地域活性化の取り組みに意欲がある大学等の掘り起こし

佐渡市内で活動実績がない大学等のうち、新たに2団体程度へ働きかけること。また、「佐渡市大学と地域が連携した地域づくり応援事業」の活用も併せて周知すること。

#### ④地域と大学等のマッチング

地域と大学それぞれの要望が合致し、継続した取組に繋がるよう調整すること。また、市が指定する団体または集落のマッチングについても協力すること。

#### ⑤受入地域や大学等との打合せ、連携及び調整

地域と大学のパイプ役となり、既存の交流事業も含めて受入までの調整を行うこと。

#### ⑥受入期間中の地域と大学等との交流支援

大学等の佐渡市内での活動が円滑に進むよう、助言等を行うこと。

## (2) 大学活動報告会の開催・運営

### ①活動実績報告会の開催

令和9年2月末までに、大学・受入集落による大学と地域が連携して取り組んだ活動の実績報告会を佐渡市内にて1回開催すること。開催場所として市所有の公共施設を利用する場合は、原則として施設使用料等は免除する。

### ②参加大学と地域の選定及び連絡調整

報告会に参加する大学と地域を選定し、報告会開催までの連絡調整を行うこと。

大学等が報告会へ参加するための交通費及び宿泊費は対象経費として見積もりに含むものとする。ただし15名までとし、宿泊は佐渡市内2泊を上限とする。

### ③報告会の周知

大学と地域の交流を通じた地域づくりの事例を広く市民に周知することが目的であり、より多くの市民が参加するよう、行政広報等の既存媒体以外で独自のネットワークや専門性を活かした効果的な周知方法を提案すること。

### ④報告会の運営

報告会開催に係る会場設営、進行等運営に係る業務。

### ⑤目標参加者数

佐渡市民の参加者数（関係者除く）：100人以上

## 5 報告書の作成

資料の作成依頼があった場合は随時対応し、事業完了後は実績報告書を提出すること。

### ①地域活動支援

- ・業務内容及び経費の月例報告書、活動に係る写真を毎月提出すること。
- ・大学及び集落等との打合せ記録簿を提出すること。

### ②大学活動報告会

- ・記録写真の撮影を行い、大学等の発表資料も含めてデータ納品すること。

## 6 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

## 7 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面又はデータにて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務に関して事故等が発生した場合の責任の分担を予め取り決めておくこと。また、受託者は、再委託先の事

業者に対し、受託者と同様の責務を順守させなければならない。

## 8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 9 その他留意事項

- (1) 受注者が再委託をする場合や機材調達をする場合は、原則として市内事業者への発注に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (4) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）などの改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。但し、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務による成果品等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）や所有権等は、佐渡市に帰属するものとする。また、受託者は佐渡市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (7) 本事業の実施にかかるすべての作業等について、安全確保に万全の体制を整えること。